様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年 1月 7日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）さん・らいず・しすてむず  一般事業主の氏名又は名称 サン・ライズ・システムズ株式会社  （ふりがな）あだち　のぶゆき  （法人の場合）代表者の氏名 足立　伸之  住所　〒450-0003  愛知県名古屋市中村区名駅南１丁目１９番２９号  法人番号　8180001053682  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 当社ホームページ   （サン・ライズ・システムズについて）  ２．DX推進方針 | | 公表日 | 2024年 9月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページで公開。  【経営ビジョン】  <https://srsys.jp/about/>  【DX推進方針の公表】  <https://srsys.jp/wp_srsys/wp-content/uploads/2024/09/DXpolicy.pdf>  記載箇所：『2. 当社の考える DX ビジョン（３） DX ビジョン』  P.2 | | 記載内容抜粋 | 【経営ビジョン】  「サン・ライズ・システムズは、システムインテグレーションを通じて新しい「価値」を創造し、安心・安全で豊かな社会の実現に貢献します」  サン・ライズ・シスムズの歩みの礎となっているのは 「OUR CREDO（私たちの５つの信条）」です。 この思いは社員一人一人に確実に根付いており、 事業運営の根幹を成しています。  ・CLIENTS FIRST:私たちは、常にお客様を第一に考え、その要求に、迅速かつ正確に応えなければならない。  ・PROFESSIONAL SERVICE:私たちは、プロフェッショナルと呼べる高い水準の活動を維持しなければならない。  ・TOTAL PRODUCER:私たちは、優れたコーディネイト力、ジョイント力および技術を有さなければならない。  ・DREAM COME TRUE:私たちは、あらゆる夢の実現に向けて努力を続けていかなければならない。  ・FRONTIER SPIRITS:私たちは、最先端の技術の吸収に努め、挑戦する気持ちを持ち続けなければならない。  【DX推進方針の公表】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[その①] 社内業務の徹底した標準化・効率化・高度化を図る  各事業部において統一されていない運用や手続きを見直し、業務プロセスの標準化・共通化を推進する。業務一貫性・効率性を向上させることを目指す。  また、最新のデジタル技術や先端技術を活用するとともに、既存のシステムやサービスの利用方法を再評価し、最適化することで、IT支店での業務の高度化を図る。  [その②]お客様のDXに寄り添う  デジタル技術を活用して、お客様の次の一歩に寄り沿った業務改善・効率化をするだけに留まらず、新たなビジネス価値の創造にも貢献し続ける。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された公開文書 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進方針 | | 公表日 | 2024年 9月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページで公開。（DX推進方針の公表）  <https://srsys.jp/wp_srsys/wp-content/uploads/2024/09/DXpolicy.pdf>  記載箇所：『3. DX ビジョンを実現するための戦略』P.3, P.4  　　　　 『4. 実地体制(3)環境整備方針』P.7 | | 記載内容抜粋 | （１）[その①] 社内業務の徹底した標準化・効率化・高度化を図る  (ア) 全体最適の視点による見直し  ・支店やシステム毎にサービス・業務を個別最適化するのではなく、全体最適の視点で見直しを実施する。  (データ利活用と業務変革)  各支店で個別管理されている顧客台帳や契約台帳を、全社共通で利用可能なシステムに統合。この統合により、事業部を横断してデータを活用することを可能とする。データの活用により顧客動向の可視化および契約状況の早期把握を実現する。   1. データ化・自動化によるデジタルでの完結   ・紙やデジタルによる処理が混在するのではなく、データの自動連携や業務の自動化により、サービス・業務を一貫してデジタルで完結させる。  (データ利活用と業務変革)  業務書類を完全ペーパーレス化し、デジタル化したデータを集中管理する。集約されたデータを活用することにより取引状況のモニタリングが可能となり、経営意思決定の迅速化を実現する。また、紙の帳票をデジタル化することにより、リモート環境下でもスムーズに業務を遂行可能とする。  (ウ) 標準化・共通化によるサービス・業務の最適化  ・標準化・共通化により、業務や関連するシステム・インフラの統合的な整備 など環境の最適化を図る。  (データ利活用と業務変革)  標準化されたデータ形式を用いることで、事業部間の情報連携が容易となり、分析や意思決定の迅速化を実現。また、統一された業務フローを基盤とした業務効率化により、更なるコスト削減を実現する。業務効率化はシステムを自社開発することで実現する（後述(エ)に記載）。  (エ) 最新・先端技術の活用による業務高度化  ・ノーコード・ローコード技術やAI等の先端技術を活用し、サービスや業務の高度化を図る。  (データ利活用と業務変革)  従来、経験者が時間をかけて行っていた契約書確認業務をAIツールを用いる事で効率化する。AIの導入により短時間で正確な確認が可能となり、属人性解消、法的リスク軽減、コスト削減を実現する。また、データ活用による、社内プロセスの自動化・効率化を目的とし、各種申請業務（勤怠管理、経費清算、SFA(契約書台帳管理)）について、ノーコード・ローコード技術による、自社システム開発を行う。  （２）[その②] お客様のDXに寄り添う  (ア) DX関連コンサルティングの拡大  当社はお客様のDX推進に資するコンサルティングを積極的に展開する。その際、お客様の業務の課題に加えて、CX（カスタマーエクスペリエンス）、EX（エンプロイーエクスペリエンス）、SX(サステナビリティ・トランスフォーメーション)にも考慮した真にお客様に寄り添ったコンサルティングサービスを提供し、出来る限りサービスを定型化することで、高品質なサービスを迅速に提供することを目指す。  [具体例]  ・DX認定取得支援（DX推進計画立案支援）コンサル  ・ノーコード/ローコード開発の適用可能性調査コンサル  ・個別システム化計画(業務分析、要件定義、調達支援等)の策定支援  ・中小事業者向けクラウドリフト実行計画策定コンサル  (イ) DX関連の推進  (ア)で実施したDX関連コンサルティング結果や顧客要望等から、お客様のDX戦略を鑑みてDX推進の開発業務を実施する。  [具体例]  ・DX推進支援開発提供サービス（ローコード、ノーコード開発含む）  ・クラウドリフト実行支援サービス  ・セキュリティ対策支援サービス | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された公開文書 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページで公開。（DX推進方針の公表）  <https://srsys.jp/wp_srsys/wp-content/uploads/2024/09/DXpolicy.pdf>  記載箇所：『4. 実施体制』  P.5、P.6 | | 記載内容抜粋 | （１）DX推進室の設置  本社事業推進本部の独立部門としてDX推進室を設置し、本方針の推進を担う。DX推進室の役割は以下の通り。  ①最新のデジタル技術を活用して業務プロセスを改善し、効率化を図る 「社内業務効率化の推進」を担う。  ②新たなビジネス価値提供サービスによる「お客様のDX推進」をリードする 役割を担う（デジタルデータの活用推進を含む）。  ③お客様の業務課題を把握し、「ITを活用した解決策」の提案を実行する。  ④DX人材の育成に関する教育プログラムの企画、推進を行う。  （２）DX人材の育成  DX人材の育成目標として、当社はデジタル技術を用いて生産性の向上を図ることを目的に、DXを推進する上で必要な技術、製品、アプライアンスを研究し当社、顧客への改善支援コンサルティングおよびDX推進に関わるエンジニアを育成する。  （ア）DX関連コンサルティング要員の育成  ①外部のコンサルティング会社と連携して、DXに関する知識を高める。  ②経済産業省等が実施しているDX人材育成研修の参加を行う。  （イ）DX関連の推進に関わる育成  ①DXに関する資格取得、研修受講に関わる支援を行う。  受講費用・資格試験費用負担、資格取得時の一時金支給等  ②開発エンジニアの育成  ローコード、ノーコード開発プラットフォームを選定し、社内システム構築の際に、教育の一環として実施する。生成AIを用いた開発業務活用について研究、育成を実施する。基幹システムにおけるデータ活用の可能性について研究、育成を実施する。  ③インフラエンジニアの育成  Azure、GCP、AWSの3大クラウドに活用に関する研究、育成を実施する。クラウド利用を前提としたネットワーク活用に関する研究、育成を実施する。  ④セキュリティエンジニアの育成  クラウド利用を前提としたセキュリティ対策に関する製品、ツール等の研究し育成を実施する。  ⑤運用エンジニアに関する教育  社内システムをITIL4のレベルで運用することを通して運用エンジニアを育成する。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページで公開。（DX推進方針の公表）  <https://srsys.jp/wp_srsys/wp-content/uploads/2024/09/DXpolicy.pdf>  記載箇所：『4. 実地体制（３）環境整備方針』  P.7 | | 記載内容抜粋 | 以下の業務に対して、下図の示すSaaS等のサービスを候補に置いて2027年度までに導入して、業務の効率化を図る。  ・ お客様及び社員間でのコミュニケーション管理ツール： Group Session、Slack、Zoom  ・ 各種申請業務（勤怠管理、経費清算、SFA(契約書台帳管理)）：intra-Martを活用して構築（デジタルデータの活用施策）  ・ 契約書確認業務：LeCHECK  ・ 収支管理：MicroSoft365（Excel、Access）  ・ 社員情報（業務経歴・スキル・人事評価）登録機能業務：intra-Martを活用して構築（デジタルデータの活用施策） |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進方針 | | 公表日 | 2024年 9月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページで公開。（DX推進方針の公表）  <https://srsys.jp/wp_srsys/wp-content/uploads/2024/09/DXpolicy.pdf>  記載箇所：『5. 達成指標』  P.8 | | 記載内容抜粋 | ①社内業務の徹底した標準化・効率化・高度化に関する指標  当社は3年後(2025～2027年)までのDX推進の達成指標を以下に定める。  ・月次決算 20営業日 ：10営業日  ・申請業務の自動化率30% ：申請業務の自動化率80%  ・顧客台帳、契約台帳の連携にかかる手作業：手作業の廃止（2025年度中）  ・ペーパーレス化達成率：80%（3年以内）  ・経営意思決定に利用する資料作成時間：半減（3年以内）  ・各種申請業務（勤怠管理、経費清算、SFA(契約書台帳管理)）自動化：自社システム開発＆リリース（2025年度中）  ②DX関連コンサルティングおよびDX推進に関する指標  ・DX関連のシステムコンサルティング支援顧客数 ：5顧客以上  ・DX関連の定型サービス数 ：5サービス以上  ・DX支援コンサルティングを実施出来るコンサルタント数 ：5名以上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年 8月 19日 | | 発信方法 | DX推進の取組状況について、自社HP上のお知らせにて社長より発信することとしている。以下のURLは2024年8月19日付けにて、お知らせでの発信。  <https://srsys.jp/dx%e6%8e%a8%e9%80%b2/467/> | | 発信内容 | 以下、2024年8月19日にホームページにて発信。  [https://srsys.jp/dx%e6%8e%a8%e9%80%b2/467/]  当社は「ICT Value Creator」という企業理念のもと、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、  社内外において新たなビジネス価値の創造に貢献してまいります。  DX推進方針に従い、ICT技術を最大限に活用し、革新と成長を支えるソリューションを提供することで、企業や社会により大きな価値をもたらすことを目指してまいります。  主な取り組み事項は以下の通りとなっております。  1. 社内業務の徹底した標準化・効率化・高度化を図る  2.お客様のDXに寄り添う  2.1 DX関連コンサルティングの拡大  2.2 定型コンサルティングサービスの提供  今後、本ホームページに、定期的に経営者自らで取り組み状況を発信してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年6月頃　～　2024年8月頃 | | 実施内容 | IPA自己診断チェックシート（DX推進指標）にて現状の課題を把握　※本チェックシートの添付として提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017年4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社はお客様並びに当社の情報資産を適切に管理・保護することを目的として、情報セキュリティ基本方針を公開しております。(<https://srsys.jp/company/infosecurity/>)  また、以下の行動指針に基づき、DX推進室が主体となり、定期的に監査を行っております。  【適用範囲】  役員及び全ての従業員（社員、契約社員、派遣社員 等）、当社が業務上保有する情報資産、業務プロセスに適用します。  【行動指針】  1,情報資産の機密性、完全性、可用性を確実に維持するため、業務形態に応じた適切な管理策を講じることで、最適な情報セキュリティ管理を実現します。  2.情報セキュリティの重要性・継続性を認識した上で、情報資産に対するリスクを特定し、分析し、評価し、対応策を策定するまで、適切なリスクアセスメントを実施します。また、対応後の評価と見直しを定期的に実施することで継続的な改善に努めます。  3.万一、情報セキュリティに関する事故や災害が発生しても、その原因を迅速に究明し、被害を最小限に止めるとともに再発防止に努めます。  【法令遵守】  情報セキュリティに関する法令・規則及び契約上の要求事項を遵守します。  【教育】  組織内の役員及び従業員へ教育・訓練を行い、情報セキュリティに対する意識の向上及び関連する諸規定の周知徹底を図ります。(年1回以上のセキュリティ研修を実施) |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。